

特 記 仕 様 書

事業年度	令和8年度
工事名	自転車ネットワーク整備工事（矢羽根整備工事）
工事箇所	四街道市大日地先

四街道市

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月改訂）（以下、「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 工事仕様書

1. 安全対策

受注者は、使用重機及び資材搬入等工事に関係する車両にあつては、工事区域内若しくは現場事務所等に駐車させるものとし、周辺道路には駐停車させないように留意すること。また、別紙施工条件の明示内容を確認し安全確保に努めること。

2. 施工管理

隣接地の出入り口の確保について、地権者の利用に問題のないように留意すること。また、近接道路について使用し破損した際には、適宜補修を行うこと。

3. 関係機関への届出

工事施工箇所が当該施設管理者の施工承諾（許可）が必要となるときは、受注者は工事契約後速やかに必要書類を監督職員に3部提出し、施設管理者の承諾（許可）を受けた後、現場着手するものとする。

但し、施設管理者の承諾（許可）受理後に、交通管理者及び消防本部、その他関係する機関に届け出が必要となる場合は、この手続き終了後とする。

4. 工程管理

現場代理人は週に一度、前後週の実施工程（上段：計画（黒）、下段：実施（赤））と当該週の計画工程を記載した三週間工程表を監督職員に提出するものとする。

また、毎月始めに前月の実施工程（上段：計画（黒）、下段：実施（赤））と当該月の計画工程及び出来形（折線グラフ、実施（赤）、計画（黒））を記載した月間工程表を監督職員に提出するものとする。

本工事における車道一般部及び歩道部の交通規制を要する場合は昼間施工（8：00～17：00）とし、車道交差点部付近の交通規制を要する場合は夜間施工（20：00～5：00）とする。

5. 出来形及び品質管理

出来形管理及び品質管理の基準は「千葉県土木工事施工管理基準」等によるものとする。

6. 施工体制台帳

受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

7. 技能者の配置

受注者は工事を施工するにあたり施工内容に応じた路面標示施工技能士を配置し、施工管理及び品質管理を適切に実施すること。また施工に先立ち、配置する路面表示施工技能士の資格証の写しを監督員へ提出し、承諾を得ること。

第3条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。なお、休日等には、土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇を含むものとする

第4条 週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】

1. 本工事は週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
4. 週休2日制の実施にあたっては、『週休2日制適用工事実施要領（令和8年5月版）』に基づき行うこと。

第5条 段階確認

1. 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められるものについて施工計画書に明示するとともに、監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

第6条 工事实績情報作成、登録（旧工事カルテ作成、登録）

1. 受注者は、受注時または変更時において工事受注代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

第7条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録利用書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は受注金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終受注金額が100万円以上のすべての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認表等）を提出すること。

2. 建設発生土

1) 指定（A）（工事間利用）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先場所等）

イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m^3

ウ 搬出時期 令和 年 月 ～ 令和 年 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) 指定（A）（その他）の場合

建設発生土（ m^3 ）は、 地先に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3) 指定（B）の場合

建設発生土（ m^3 ）は、酒々井町柏木片道運搬距離、 km以内に搬出するものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（ t）は、片道運搬距離、 km以内にある再資源化処分場に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト塊（ t）は、千葉市稲毛区六方町地先、片道運搬距離 km以内に運搬し処理するものとする。
- 2) コンクリート塊（ t）は、千葉市稲毛区六方町地先、片道運搬距離 km以内に運搬し、処理するものとする。
- 3) 建設発生木材（ m³）は、 市 地先、片道運搬距離 km以内に運搬し、処理するものとする。
- 4) 建設汚泥（ t）は、 市 地先、片道運搬距離 kmに運搬し、処理するものとする。
- 5) 建設混合廃棄物（ t）は、 市 地先、片道運搬距離 kmの に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第8条 建設リサイクル法

1. 特定建設資材の分別解体等・再生資源化等の適正な措置

- 1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（以下、「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施が義務づけられた工事である。

なお、工事請負契約書「8. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件に抛り難い場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 受注しようとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

- 1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を受注しようとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第9条 工事中の安全確保

1. 工事期間中の交通整理員の配置は、各現場出入口毎に1名計上するものとし、通行止め及び片側交互通行については、施工範囲に応じ必要人数を配置するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
また、近隣の接客施設と保安手段等について必要な調整をすること。
2. 道路切替後は道路付帯地への侵入防止対策を講じること。

第10条 建設機械及び材料

1. 建設機械の使用に関し、排ガス対策型・低騒音型機械がある場合はそれを使用すること。

第11条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年度版）「3. (2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和7年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第2章 材料

第1条 使用材料

1. 工事着手前に使用材料表を提出し監督員の承諾を受けること。

第3章 施工

第1条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。施工に当り既設構造物や住宅には十分に配慮し実施するものとする。
2. 設計書及び仕様書に明示されていない事項について、機能や施工上当然必要と認めらるもの、並びに取り合いのために必要となるものについては受注者の負担で措置すること。
3. 施工に際し、近接する道路や民地に材料等が入らないように養生等を実施し施工すること。

第2条 仮設工

1. 本工事中、区画線への養生を施す場合、供用中の道路への措置であることに配慮すること。

第3条 区画線工

1. 区画線工の施工方法は、区画線は溶融式、矢羽根型路面標示は溶融噴射式、ピクトグラムは加熱溶融接着式とし、施工に当たっては各材料の施工基準及び設計図書によるものとする。
2. 受注者は、施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、施工に先立ち路面に作図を行い施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認し、設置位置及び設置箇所数については監督職員の承諾を得てから講じなければならない。
4. 受注者は、区画線工の施工に当たり設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
5. 受注者は、区画線工の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
6. 受注者は、区画線工の施工にあたって、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。
7. 受注者は、区画線工の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
8. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

第5条 道路付属物工

1. 受注者は、電柱幕の施工にあたって、設置場所、設置高さが安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
2. 受注者は、電柱幕について視識上適切な反射特能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。
3. 受注者は、電柱幕の設置位置について監督職員の承諾を得てから講じなければならない。

第4章 その他

第1条 環境対策

1. 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書の「環境対策」に「環境に配慮した工事の実施計画」を記載するものとする。

第2条 工事における創意工夫等について

1. 受注者は、工事実施において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第3条 震災対策および感染症対策

1. 風水害、地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。
3. 感染症対策は、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和5年3月13日改訂版）等を参考にしながら徹底するものとし、建設現場の3密対策、従業員や作業員の健康確保などの予防対策、感染者が発生した場合の連絡体制等の方法を施工計画に記載するものとする。

第4条 近隣工事との調整

1. 受注者は、本工事区間に隣接または近接して施工される別工事との間で、施工時期、作業時間について、事前に監督職員の立ち会いまたは指示のもと、当該工事施工者と十分に協議・調整を行わなければならない。隣接工事の内、当市発注の舗装工事については工事完了後に本工事を実施すること。
2. 前項の協議の結果、工程や施工方法に変更が生じる場合は、速やかに監督職員へ報告し、その承諾を得るものとする。